

行刑改革に関する基本的な考え方

2003.7.1. 滝鼻 卓雄

1. 行刑の目的は、受刑者を社会から隔離しその社会を保護すること、受刑者が今後社会に適應できるための支援をすること（改善・更生）、の二つにあると考える。しかし、この二つの目的を同時に実現させなければならないところに、行刑の難しさがある。

2. 受刑者の再犯率が高いことから、改善・更生の面だけが先行し過ぎ、隔離の面が軽視されるのは、社会防衛の観点から危険である。

3. 人間としての尊厳は絶対守られなければならない。府中刑務所における最も処遇困難なケースをみて、ここまで追い込まれた人たちは、家族、教育機関、地域社会、友人関係、仕事関係、警察・検察・裁判所の司法手続きの中で、どのように扱われてきたか。最後のツケが刑務所に持ち込まれていると考える。

4. 人間の尊厳の厳守、社会からの隔離、改善・更生のための諸施策を同時に実現させるためには、行刑分野の中で、次のことを指摘したい。

[職員について]

- a. 困難な仕事に立ち向かうプロ意識、職業に対する誇りをさらにもたなければならぬ。
- b. 職員全体がプロ意識をもつためには、社会的待遇、労働条件の改善が必要。
- c. 職員全体がプロになるためには、高度な教育システムが必要である。

[組織について]

- a. 事実上の権力が現場責任者に集中していることから、組織全体の監視機能が行き届いていない（現場に問題が発生したとき、それがスピーディに正確にトップまで到達しない組織になっていないか）。
- b. 日本における刑罰権は国家に独占され、私刑（リンチ）や決闘は法律によって禁止されている。国家権力の直接行使の最たるものが刑罰の執行であり、その場所が刑務所である。その執行が適正に進行しているかどうかをチェックするためには、法務省から距離を置いた“第三者機関”の設置を検討した方がいい。

5. 国家刑罰権が国民に直接行使されることについては、法律が主体になって、詳細な規律を作成すべきである。法律の具体的内容にまで、この行刑改革会議が踏み込むべきではないが、現行の法律では全く不十分であることは確認しなければならない。

以上